

一般社団法人日本農薬学会 日本農薬学会誌 投稿要領

- (1) この要領は、一般社団法人日本農薬学会定款施行細則第 2 条に基づきこれを定める。一般社団法人日本農薬学会日本農薬学会誌編集規程第 10 項に定める投稿論文の作成および投稿については、本要領に従うこと。投稿論文を除く論文および記事の作成、ならびに投稿については、編集事務局の指示に従うこと。
- (2) 投稿は原則として本会の会員に限る。ただし、規定の掲載料を支払う場合、非会員からの投稿を受け付ける。
- (3) 著者は、掲載された論文 1 編につき、掲載料として 100,000 円を支払うものとする。ただし、筆頭著者若しくは責任著者が会員の場合、または編集委員長が執筆依頼した非会員著者に対しては、これを無料とする。
- (4) 投稿論文の種別、原稿様式、刷り上がりページ制限については、執筆要領に別に定める。投稿論文は、本投稿要領および執筆要領に従い、簡潔にまとめること。これに反する論文原稿は受け付けないことがある。また、定められた刷り上がりページ数を超える投稿論文には超過ページ代（1 ページにつき 15,000 円）を申し受ける。
- (5) 一般社団法人日本農薬学会日本農薬学会誌編集規程第 10 項に定める会誌の掲載論文等の著作権は本学会に帰属する。論文等の掲載決定後、著者は著作権譲渡書の提出を求められる。著作権譲渡後、著者は当該論文等の取下げはできない。
- (6) 投稿論文は 2 名の査読者により審査され、問題点が無ければ編集委員長が受理を著者に連絡する。問題点が指摘された場合は、著者はそれに対処した改訂版の原稿と、査読者の指摘に対する回答と原稿の改訂部分を記載した文書を 40 日以内に投稿することが求められる。
- (7) 受理した原稿の印刷にあたって、その校正は原則として初校に限り著者が行う。その際は単に誤植の訂正にとどめ、文章および内容の変更を行わないこと。ただし、日本農薬学会誌編集委員会が認めた場合に限り、著者による実費負担のもとに許可することがある。
- (8) 印刷後に重大な誤りを発見したときは、その旨編集事務局に申し出るとともに、訂正記事掲載のための原稿を事務局に送付すること。訂正原稿は日本農薬学会誌編集委員会の議を経て、「訂正」として本誌に掲載することがある。掲載のための実費は原則として著者より申し受けるものとする。
- (9) 執筆倫理：著者が、同じ内容の研究成果を複数の学術誌に投稿することは、許されない。即ち、過去に発表された原稿、投稿時に既に他の学術誌に投稿している原稿の投稿は許されない。また原稿投稿後は、編集委員長による掲載可否に関する決定の前に、同一内容の原稿を他へ投稿してはならない。なお、却下された論文または取り下げた原稿を再投稿することは差し支えない。

- (10) 生命倫理：動物を用いた研究は、研究が行われた地域の定める諸法令（例えば、平成 18 年環境省告示第 88 号 「動物実験の飼養および保管ならびに苦痛の軽減に関する基準」）を遵守して遂行されたものでなければならない。また、ヒトを対象にした研究は、ヘルシンキ宣言（The World Medical Association: ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則）に則り、倫理上の配慮ならびにインフォームド・コンセントを得たうえで遂行されたものである必要がある。編集委員および編集委員長は、必要に応じ、動物およびヒトを対象にした研究の詳細情報の提出を著者に求めることができるものとする。

附則

本要領は、2025 年 7 月 26 日から施行する。